

議案第 8 号

平成 18 年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成 18 年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 92,195 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 18 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 2
	1 国庫貸付金	2
2 繰入金		3,360
	1 一般会計繰入金	3,360
3 繰越金		43,355
	1 繰越金	43,355
4 諸収入		45,478
	1 貸付金元利収入	45,460
	2 県預金利子	4
	3 雑収入	14
歳入	合計	92,195

歳 出		
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 92,195
	1 農業改良資金貸付事業費	92,195
歳 出 合 計		92,195

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	<small>千円</small> 2	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第14条第2項に定める方法による。
計	2	/	/	/